

令和 6 年 5 月 25 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K01319

研究課題名（和文）国際ビジネス紛争の仲裁・調停から和解に至るプロセスの解析

研究課題名（英文）Analysis of Process towards Amicable Settlement in the Proceedings of Arbitration or Mediation on International Business Disputes

研究代表者

道垣内 正人（Dogauchi, Masato）

早稲田大学・法学大学院（法務研究科・法務教育研究センター）・教授

研究者番号：70114577

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：国際ビジネス紛争をどのように解決するかという当事者の判断において、争われている問題の経済的価値、勝敗の確率を勘案した期待値とともに、それを得るために要する時間と費用は重要な判断要素である。紛争解決を第三者に完全に委ねる仲裁を選択した場合であっても、当事者はその過程において常に最適な解を得ることを目指している。暗闇への跳躍を強いる紛争解決制度は当事者が望むものではない。法制度の設計においては、紛争の当事者が合理的な行動をとることができるように配慮しなければならない。日本商事仲裁協会のインタラクティブ仲裁はそのような観点から設計された紛争解決手続であり、一つのモデルと位置付けることができる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

仲裁においては、英米法の伝統に則り、ポーカークフェイスの仲裁人の前で、当事者の弁護士が手厚い主張立証を行い、長大な仲裁判断が下されるのが一般的である。しかし、日本を含む大陸法系の国々の裁判では裁判官は積極的に心証を開示する傾向があり、これは英米法系の国々の裁判とは異なる。この大陸法系の裁判の進め方を仲裁に取り入れることにより、紛争当事者の合理的な行動が可能となり、仮に和解に至らない場合であっても、焦点を絞った主張立証による短時間での紛争解決が得られることを示した。当事者に寄り添った紛争解決を裁判外紛争処理に取り入れることの価値が認識され、たとえばインタラクティブ仲裁の利用の促進が期待される。

研究成果の概要（英文）：In the parties' decision on how to resolve an international business dispute, the time and cost required to obtain it, along with the economic value of the disputed issue and the expected value considering the probability of winning or losing, are important factors. Even in cases where arbitration is chosen, which completely delegates dispute resolution to a third party, the parties always aim to obtain the optimal solution in the process. A dispute resolution system that forces a leap into the dark is not what the parties want. In designing a legal system, consideration must be given to enable the parties to a dispute to act rationally. The Interactive Arbitration by the Japan Commercial Arbitration Association's is a dispute resolution procedure designed from such a perspective and can be positioned as a model.

研究分野：国際私法

キーワード：仲裁 調停 和解 ADR 裁判外紛争処理

1. 研究開始当初の背景

この研究プロジェクトの背景には、裁判外紛争処理(ADR: Alternative Dispute Resolutions)の実務、その中でも特に国際ビジネス上の紛争に係る仲裁(国際商事仲裁)の実務において、コモロー型(英米法型)の重厚長大な手続・判断がされるのが主流であり、そのディメリットを適示し、それを解消する新たな仲裁モデルを提示することにあった。すなわち、コモロー型仲裁では、仲裁人は紛争解決の方向性については完全なボーカフェイスを維持し、手続の過程において、当事者(当事者のための弁護士)は仲裁人が何を重要な論点と考えているのかが皆目分からず、的外れな論点を含む想定されるあらゆる論点について書面で主張し、さらに場合によっては仲裁人から見て的外れな論点についての証人尋問まで行い、また、仲裁人は手続経緯を事細かに記述した上で、実認定及び法律上判断について過剰とも思える詳細な判断を行うのが一般的であるところ、このような紛争解決方法には無駄が多く、コモロー型仲裁は時間を要し、弁護士費用は膨大な額となり、最終的な仲裁判断を受け取る当事者からみれば無駄に思われる長文の仲裁判断が下され、それに対応して仲裁人報酬も高額になるというディメリットがある。これは、紛争を迅速かつ合理的なコストで解決することを期待している当事者が真に臨むところから乖離している。

これに対して、日本をはじめとする大陸法系の国々には英米とは異なる紛争解決の伝統があり、仲裁ではなく裁判の実務を見ると、裁判官が積極的な訴訟指揮を行って論点を整理し、また、事実及び法律に関する論点についての心証(当然、暫定的なものであって、拘束力はない。)を適宜開示することによって、争点が整理され、当事者に手続及び判決についての見通しを与えるという手法が採用されている。このような手続の進め方により、当事者間での和解交渉が促進されることがあり得るほか、最終解決に至るまでに要する時間は短くなり、弁護士費用も仲裁人報酬もその分少なく済むことが多い。そのような異なる紛争解決モデルがあるにも拘わらず、日本を含む大陸法系の法律家、特に弁護士は、国際商事仲裁についてはコモロー型仲裁モデルに何らの疑問も抱かず、それに盲従し、そのような実務をする一員となることを目指しているように見えるという現状がある。

以上の背景のもと、この研究プロジェクトでは、当事者にとって望ましい紛争解決のあり方は何かを直視し、仲裁のみならず、調停及び和解も連続的な流れの中で捉え、コモロー型紛争解決モデルに比べて、より短い期間内で当事者にとって見通しがよい手続による紛争解決システムを提示するものとしてスタートした。これにより、紛争の難易度に応じた合理的な金額の弁護士費用で済み、仲裁判断も必要十分な長さになり、それに対応して仲裁人報酬も合理的な範囲内に収まることが期待され、それこそが当事者の望むところであると考えられるからである。

2. 研究の目的

この研究プロジェクトでは、国際商事紛争の解決制度のうち、仲裁とともに調停から和解までを視野に入れ、その最適な組合せを通じて、効率的で実効的な紛争解決を得るための方策について考察し、現在主流となっているコモロー型紛争解決モデルの対案となる大陸法型モデルを提示することを目的とするものである。特に、異なる法制度・法文化を背景とする法律家によってされる国際商事紛争の解決においては、現状では当然のように時間を要し、経済的コストのかかる上、仲裁においては仲裁人の考えを推測することができないまま暗闇を進まざるを得ず、その先に長大な仲裁判断が示されるというストレスのあるコモロー型モデルによるのが当然視されている。そのような中、当事者間の交渉により紛争解決に至るのが当事者にとって時間的にも経済的にも合理的であって、当事者にとって満足度が最も高いことを正しく認識し、裁判実務を通じて培われた大陸法型紛争解決の方法を背景として、仲裁人の心証開示を通じた和解の促進を図る大陸法型モデルがあること、そしてこのモデルによることの合理性をコモローのもとで育ってきた法律家に対して説得的に説明できる枠組みを提供することを目的とするものであった。もとより、そのことは、学術的には、仲裁から調停、和解に至るプロセスを解析して一般理論を構築することを意味する。

たとえば、最近活用が図られている多段階紛争解決、すなわち、一定期間を区切って、複数の紛争解決方法を順次採用する方法を分析し、どのような考慮に基づいていかなる組み合わせが採用されているのを見極めること、また、日本商事仲裁協会のインタラクティブ仲裁規則の定める手続過程における2回の書面による心証開示というコモロー型仲裁には見られない特徴ある仲裁手続を分析すること、これらによって得られたところを、一般理論に照らして評価することになる。

なお、副次的目的として、和解に至った後、紛争が再発することがないようにする工夫についても、コストと実効性に照らして、しかるべく評価し、その使い分けを提示することも本研究ブ

プロジェクトの目的に含まれる。

3. 研究の方法

世界各国の実務家との接触を通じて得られる情報と法理論とを突き合わせ、それを止揚して、国際商事紛争の解決プロセスを解析する方法をとることを予定して本研究プロジェクトはスタートした。また、日本商事仲裁協会の仲裁・調停担当業務執行理事としての立場を有する研究代表者が(2022年6月まで)同協会における仲裁・調停を舞台裏から観察できる機会を活用し、守秘義務に反しない限度で、観察結果を学術的にまとめるほか、世界各地で開催される仲裁・調停の専門家が集う国際会議に出席して、特にコモンロー型の紛争解決と大陸法型の紛争解決について意見交換を行うことも予定していた。

しかしながら、2020年初めから始まったCOVID-19による世界的パンデミックのため、参加を予定していた仲裁・調停に関する国際会議は次々にキャンセルされ、あるいはオンライン会議に切り替えられた。そのため、研究期間の後半にしかリアルに国際会議に出席することはできなかった。また、後者の日本商事仲裁協会の事務局の立場からの仲裁・調停実務の観察は有益であったが、研究目的での当事者への質問は差し控えるべき立場にあり、また、知り得たことも守秘義務により公表できないものも少なくなかった。とはいえ、多くはコモンロー系諸国の仲裁・調停実務家とのオンラインでの又はリアルな場での交流は貴重な機会であり、また、日本商事仲裁協会の事務局から仲裁・調停実務を観察することも得難い体験であり、これらは本研究プロジェクトを地に足の着いたものとすることに効果的であった。

4. 研究成果

国際ビジネスに係る紛争を抱えた当事者にとって、この紛争をどのように解決するかという判断においては、争われている紛争の解決いかんによって得られる又は失う経済的価値と、勝敗の確率を勘案した期待値とともに、それを得るために要する時間と費用は重要な判断要素である。紛争解決を第三者に完全に委ねる仲裁を選択した場合であっても、当事者はその過程において常に最適な解を得ることを目指している。最終的な結論についての予測がつかないままの最終段階に至るといふ暗闇への跳躍を強いる紛争解決制度は当事者が望むものではない。法制度及びそのもとでの仲裁機関の規則の設計においては、紛争の当事者が合理的な行動をとることができるように配慮しなければならない。日本商事仲裁協会のインタラクティブ仲裁はそのような観点から設計された紛争解決手続であり、一つのモデルと位置付けることができる。

日本商事仲裁協会は、コモンロー型仲裁のモデルに対抗するアンチ・テーゼとして「インタラクティブ仲裁規則」の制定のための議論を行い、2019年1月1日に施行した。その議論の最中である2018年、ドイツ仲裁協会のそれまでの規則を改正して、新たな「ドイツ仲裁規則」を施行し(同年3月1日)また、大陸法系に属する国を中心とする約30か国の法律家が、当事者の合意により両者間の契約として採用することができる仲裁規則として、「国際仲裁手続の効率的な進行についての規則」(「プラハ・ルール」)を採択した(同年12月14日)。本研究の代表者は、日本商事仲裁協会における作業において事務局側から外部の専門家により構成された規則制定委員会にファースト・ドラフトを提出する役割を果たしたが、これらの大陸法系の法律家の動きは全く知らなかった。この研究プロジェクトにおいてこれらの規則を研究して、日本におけるインタラクティブ仲裁規則の制定動機は決して日本単独のものではなく、大陸法系諸国の法律家に共有されたコモンロー型仲裁のデメリットに対するネガティブな評価に根差していることを確認することができた。すなわち、紛争当事者としては、仲裁手続が開始されたからといって、仲裁判断が下されて一刀両断な解決が与えられることを望んでいるわけではなく、もちろん最終的には仲裁判断により解決がされることはあり得るとしても、それまでの段階では、最適な解を模索している。そのような最適解に辿り着く作業を可能とするためには、ポーカージェイスの仲裁人のもとで膨大な主張立証がされていくという手続ではなく、仲裁人による争点整理が示され、適時・適切な仲裁人の心証開示により、当事者が先を読み、様々可能性の中で、しかるべき手を打つことができる紛争解決手続には大きな価値があるとの判断がこれらの仲裁規則に共通して見られる特徴であることが明らかとなった。

また、2021年度には、法務大臣の諮問機関である法制審議会に仲裁法制部会が設置され、本研究の代表者はその委員として仲裁・調停の立法に携わった。審議会での議論のうち、本研究プロジェクトに深く関係するのは、「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約」(「シンガポール条約」)の批准とそれに伴う国内実施法に関する審議であった。この条約は、従来、和解は契約の一つでしかなく、その不履行があった際には訴訟や仲裁といった手段をとるほかなく、また、判決や仲裁判断により命じられた義務が任意に履行されない場合には強制執行手続をとる必要があったところ、調停手続を経てされた和解それ自体に債務名義としての効力を与え、その不履行については直ちに強瀬執行手続をとることを可能とするものであり、調停手続をすることに実効性を持たせる効果があるものである。そのため、その実効性が強調されることが多いが、訴訟や仲裁という強力な紛争解決手段がある中で、調停にそのような強い効力を与えることの独自のメリットを見出す必要があり、おそらくそれは、最終的な拒否権が当事者双方にある点であろう。

なお、和解条項を作成する際には、強制執行に馴染む記述の仕方に配慮する必要がある。しかるべき和解条項のドラフティングについては十分な情報の収集ができず、本研究の成果として示すことはできないが、シンガポール条約のもとでの実務の蓄積を待ち、それを踏まえた研究を今後の課題としたい。

以上のような研究を通じて、当事者の視点に立ってあるべき紛争解決の仕組みを構築すること、すなわち、仲裁人の心証開示により仲裁手続の途中で調停に移行すべきか否か、和解をすべきか否かを判断する情報を提供することが大切であり、法制度の側では、そのような他の紛争解決手段への移行を促進すること、あるいは少なくとも阻害しないことが肝要であって、日本商事仲裁協会のインタラクティブ仲裁は大陸法型仲裁のモデルとしてそのような役割を果たすものであり、もっと活用されてしかるべきであり、活用されることによってより高次の次元への進化も可能となるとと思われる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 道垣内正人	4. 巻 4巻
2. 論文標題 法の支配と国際商事仲裁	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 早稲田大学法学会百周年記念論文集	6. 最初と最後の頁 353-374
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 道垣内正人	4. 巻 95
2. 論文標題 コモンロー型仲裁へのアンチテーゼとしての大陸法型仲裁	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 早稲田法学	6. 最初と最後の頁 119-143
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 道垣内正人	4. 巻 67
2. 論文標題 JCAAの新しい商事調停規則	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 9-21
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 Masato Dogauchi
2. 発表標題 The Rule of Law and International Arbitration/Mediation
3. 学会等名 A Side Event of the 14th UN Congress on Crime Prevention and Criminal Justice（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Masato Dogauchi
2. 発表標題 Towards Smart Arbitration: Streamlined and Predictable Procedure through Identification of Real Issues to be Determined in Arbitral Proceedings
3. 学会等名 UNCITRAL: Dispute Resolution in the Modern Context (招待講演)
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関